

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会『中間とりまとめ』に対する （公財）日本野鳥の会の意見

（公財）日本野鳥の会
自然保護室
田尻浩伸

- ・ 野鳥をシンボルに、生物多様性保全に取り組む
自然保護団体
- ・ 昭和9年創設
- ・ 会員・支援者数 約5.0万人
- ・ 法人会員 約100社
- ・ 職員の常駐する事務所・事業所：全国9か所
- ・ 地域の自然を守る支部（連携団体）：全国に86団体

日本野鳥の会理念（要約）

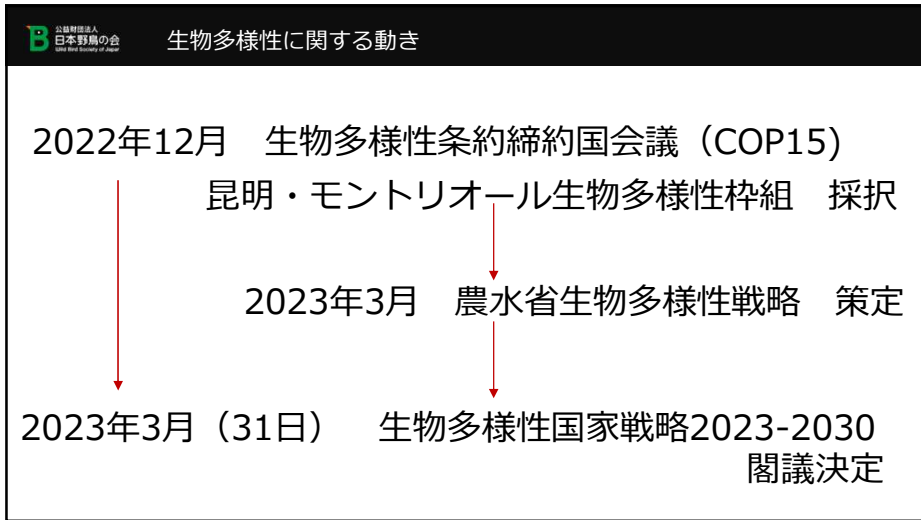
日本野鳥の会は、自然を尊び守り賢明に利用することが人類の存続と幸福にとって不可欠であるとの認識に立ち、野鳥を通して自然に親しみ自然を守る運動を、社会の信頼を得て発展させることによって、**自然と人間が共存する豊かな環境を作る**ことに貢献する。

<https://www.wbsj.org/about-us/report/principles-and-activities/>

1. 絶滅危惧種の保護と野鳥の生息地保全
2. 地域の自然が地域の手で守られる社会づくり
3. 生きものや自然に配慮したエネルギーシフトの実現
4. 自然への理解者の増加
5. 自然保護を担う次世代の育成



<https://www.wbsj.org/about-us/message/message-contents/message-contents202201/>



公益財団法人 日本野鳥の会 昆明・モンテリオール生物多様性枠組

Convention on Biological Diversity

- 2050年ビジョン
「自然と共生する世界」(愛知目標と共通内容)
- 2030年ミッション
「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」

生物多様性条約 COP15 の主要な決定の概要 (2022年12月22日) 環境省報道発表資料: 生物多様性条約第15回締約国会議第二部、カルタヘナ議定書第10回締約国会合第二部及び名古屋議定書第4回締約国会合第二部の結果概要について; https://www.env.go.jp/press/press_00995.html

公益財団法人 日本野鳥の会 農林水産省生物多様性戦略

新たな農林水産省生物多様性戦略の概要 (2023年3月改定)

2030年ビジョン
 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会

農林水産省生物多様性戦略の目的
 1) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 2) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 3) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 4) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 5) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。

農林水産省生物多様性戦略の目的
 1) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 2) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 3) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 4) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。
 5) 農山漁村における生物多様性・生態系サービス・自然環境の保全と持続可能な発展の両立を推進し、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に貢献する。

環境と経済がともに循環・向上する社会
 1) 基本方針
 (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
 (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
 (3) サプライチェーン全体での取組
 (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
 (5) 政策手法のグリーン化 (6) 実施体制の強化

今後10年間を見通した農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を示す新たな戦略を策定

農林水産省生物多様性戦略 (説明資料) (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanky/seisaku/c_bd/bds_maff/attach/pdf/index-48.pdf)

公益財団法人 日本野鳥の会 生物多様性国家戦略2023-2030

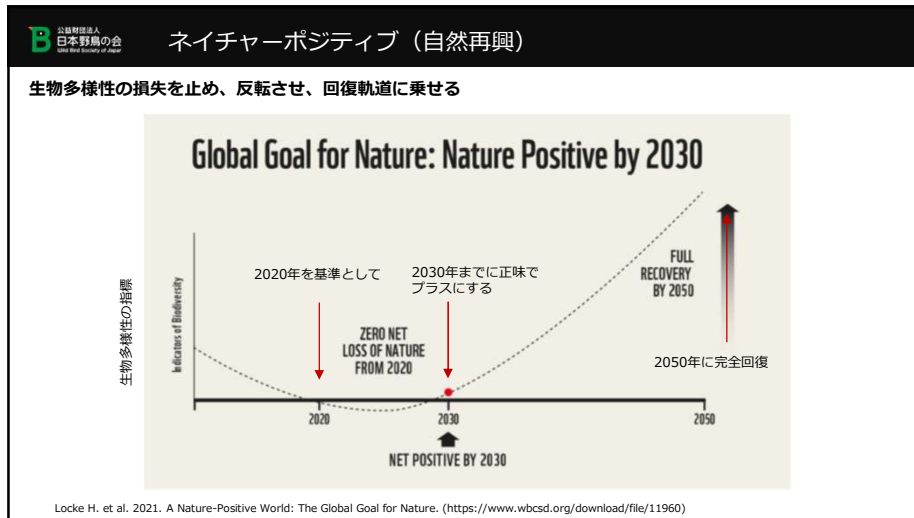
生物多様性国家戦略2023-2030の概要

2050年ビジョン
「自然と共生する社会」

2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ (自然再興) の実現」

目標	2023年	2025年	2030年
1. 生物多様性の損失を抑制し、回復を促進する	13.2%	13.2%	13.2%
2. 生態系サービスの供給を確保する	14.2%	14.2%	14.2%
3. 自然環境の保全を推進する	13.2%	13.2%	13.2%
4. 生物多様性の損失を抑制し、回復を促進する	13.2%	13.2%	13.2%

生物多様性国家戦略2023-2030の概要 (2023年3月31日) 環境省報道発表資料: 「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定について; <https://www.env.go.jp/content/000124382.pdf>



公益財団法人
日本野鳥の会
The Bird Society of Japan

「中間とりまとめ」に対する日本野鳥の会の意見

『食料・農業・農村を通じて
ネイチャーポジティブが達成されそうか』
という視点で拝見しました

現在の見直し案では生物多様性の維持向上の視点が不足

とくに基本理念に、農業生産活動による環境負荷を最小化するだけでなく、生物多様性の向上にも寄与するよう、より踏み込んだ記述が不可欠

公益財団法人
日本野鳥の会
The Bird Society of Japan

「中間とりまとめ」に対する日本野鳥の会の意見

第一部
5 基本理念の見直しの方向
(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換
P13L13

「農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点」とありますが、昆明・モンリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略にあるネイチャーポジティブの考え方を踏まえ、もう一步踏み込むべきです。

「農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化しネイチャーポジティブに貢献する観点」としてください。

公益財団法人
日本野鳥の会
The Bird Society of Japan

「中間とりまとめ」に対する日本野鳥の会の意見

第二部
3 農村分野
(2) 食料・農業・農村基本法制定後の情勢の変化と今後20年を見据えた課題
② 農地の保全・管理のレベル低下の懸念
P32L9

「事前に、農地の集積・集約、農地・農業用水等の効率的な利用の調整」を行うにあたって地域の話し合いを行う際、「基本理念の見直しの方向性」にもあるように環境負荷等のマイナスの影響を最小限化するためには、ネイチャーポジティブの視点を持って生物多様性に配慮した景観デザインを行うようにする必要があります。

そこで、「事前に、ネイチャーポジティブに貢献する視点に立って、農地の集積・集約、農地・農業用水等の効率的な利用の調整」を進めるとすべきです。

「中間とりまとめ」に対する日本野鳥の会の意見

第二部

4環境分野

- (3) 環境に関する施策の見直しの方向
④消費者の環境や持続可能性への理解醸成
P40L6

消費者の理解や行動変容の促進のため食育を推進するとありますが、食育に加え、農業と生物多様性や生態系サービスとの関係について伝える環境教育も行うべきです。食育と矛盾する内容ではなく、むしろ相乗効果を得られるものと期待されます。

そこで、「…行動変容を促進するため、食育並びに農業と生物多様性や生態系サービスとの関係を中心とした環境教育の推進」とすべきです。

「中間とりまとめ」に対する日本野鳥の会の意見

第四部

- 1農業者の経営管理の向上への努力
P48L10

適切な価格形成や持続可能な農業の取り組みを進めるために消費者の意識を変える必要があることに賛成します。そのためには、コスト構造の把握と説明ができるようになることに加え、農業が地域の生物多様性から受ける恩恵や農業が生物多様性に与える影響を正しく認識し、消費者に説明できるようになる必要もあると考えます。

したがってL12を「…コスト構造や農業と生物多様性の関係を適切に把握し、説明できるようにする」とすべきです。

「中間とりまとめ」に対する日本野鳥の会の意見

第四部

- 2消費者の理解の必要性
P48L20

消費者が食料の生産から流通までの全体像を理解するには、より上流に位置する生態系サービスについても理解しておくべきです。また、消費者は流通以降、消費や廃棄にも関わっており、食品ロスの削減は食料安全保障にもつながります。

そこで、L20を「…、消費者が生態系サービスや食料の生産、加工、流通、消費、廃棄等の全体像について理解できるよう、…」とすべきです。

農地でネイチャーポジティブを

日本産鳥類の多くの種が農耕地を利用する



農地（水田）を利用する絶滅危惧種も多い

